

役員報酬規程

社会福祉法人 共生福社会

社会福祉法人共生福社会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福社会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。（この規程に定めるもののほか、これは社会福祉法人共生福社会旅費規程による。）

(定 義)

第2条 この規程でいう法人の役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 顧問
- (6) 第三者委員
- (7) その他理事長が必要と認めた者

(理事会等会議への出席報酬)

第3条 法人の役員等が理事会等会議に出席した場合は、その都度別表により報酬を全額通貨で本人に支給する。

(業務遂行の報酬)

第4条 前条に定める会議出席以外で、法人業務及び法人が実施する老人福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために、役員等がその業務に当たった場合は、その都度別表により報酬を全額通貨で本人に支給する。

(出 張)

第5条 第4条の規定により出張した役員等は、この規程に基づく報酬のほか、社会福祉法人共生福社会旅費規程に基づいて旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬からの控除)

第6条 報酬から、法令の定めるところにより所得税を控除する。

(改 正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会による議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月24日から施行する。
3. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
4. この規程は、令和元年6月15日（定時評議員会議決締結日）から施行する。

別 表

役員等の報酬

区 分	報酬日額
理事・評議員・監事・評議員選任・解任委員 顧問 第三者委員	11,137円

※役員等が県外居住の場合、下記の通り旅費を別途支給する。

関東甲信越地区	20,000円
東北地区	15,000円